平成２２年（フ）第５７５号
さいたま市見沼区大字東新井480番地２
債務者　大塚由美子（旧姓永岡）
１　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１００４号
さいたま市岩槻区大字尾ケ崎1032番地２
債務者　麻生　　功
１　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２２号
埼玉県新座市本多１丁目５番７号　並喜ハイム202号室
債務者　鈴木　邦夫
１　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３１号
埼玉県川口市芝２丁目13番12号　サンシャインハウス103号
債務者　加山　新治
１　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４５号
さいたま市緑区大字三室427番地１　Ａ棟１号室、旧住所さいたま市岩槻区大字末田1586番地７
債務者　阿部　　隆（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４６号
さいたま市緑区大字三室427番地１　Ａ棟１号室、旧住所さいたま市岩槻区大字末田1586番地７
債務者　阿部　範子
１　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４９号
さいたま市緑区東浦和２丁目58番地６　ＳＳＳ浦和第２寮
債務者　田口　正行（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１９号
埼玉県幸手市中３丁目８番６号　ハウスプチアベ201
債務者　蜷原　清子
１　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６０号
愛知県知多郡阿久比町大字板山字獅子渡１番地２
債務者　星　　佑輝
１　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６９２号
名古屋市瑞穂区市丘町１丁目74番地　レオパレス21市丘町106号
債務者　加藤　美子
１　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９３２号
愛知県瀬戸市東長根町126番地　エステート長根305
債務者　大沢　牧子
１　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９７８号
名古屋市港区名四町49番地　桔梗ビル302号
債務者　水越　清貴
１　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０３６号
愛知県日進市岩崎町石兼24番地１　グローリアス香久山第２―305
債務者　辻　ゆかり
１　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９号
滋賀県長浜市内保町2365番地９、前住所滋賀県長浜市法楽寺町32番地28
債務者　黒木　清継
１　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
滋賀県長浜市桜町255番地１
債務者　松島　里子
１　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
滋賀県長浜市桜町255番地１
債務者　松島亜里沙
１　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係